

Title	佐賀の乱後の憂国派
Author(s)	飯塚, 一幸
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 2013, 47, p. 1-23
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54408
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

佐賀の乱後の憂国派

飯塚 一幸

キーワード…佐賀の乱／憂国派／島津久光／監獄則／松田正久

はじめに

筆者は以前、旧小城藩士族を主たる対象として、旧佐賀本藩の征韓党・憂国党により動員されていく側から佐賀の乱の実態を検討したことがある。その結果、①幕末の小城藩内における藩主直亮派Ⅱ「正義派」と直亮の父直亮派Ⅱ「俗論派」との党派対立に基づき、佐賀の乱では「俗論派」の系譜を引く士族の大半が憂国派として、「正義派」に連なる人々が征韓党に党与して参戦すること、②佐賀軍が支藩や大配分を単位とする部隊を重要な構成要素としている点に政府側も着目し、西部戦線から武雄団を主軸に政府軍への投降・勧誘工作が進められたこと、③小城士族もこうした誘いに応じ、途中で佐賀軍を離脱して警備隊を組織し政府軍に加わったにもかかわらず、小城隊幹部は乱直後に厳しく処断されたこと、などを明らかにした。¹⁾

右の成果を踏まえ、本稿では第一に、小城隊の三番小隊司令として佐賀の乱を戦い、除族の上懲役三年の刑に処せられた薬王寺寛生の獄中書簡などを通して、一八七二（明治五）年一月二八日に公布された「監獄則」の下における、旧小城藩憂国派の獄中生活の実態や意識を検討する。第二の課題は、佐賀の乱の敗北によって意識上・思想上の「土族解体」が急速に進み、七五年八月に結成された自明社に代表される自由民権運動へと発展していくと捉える、従来の通説的見方の当否を問うことである。近年、旧藩士たちが有していた幕末以来の体験に基づく「藩士」意識や社会的結合が、廃藩置県後も土族授産事業などを通して変容を遂げつつも維持されていく点が注目されている。⁽²⁾ 本稿で取り上げる事例は、廃藩後における「藩士」意識や社会的結合の具体像を明らかにする試みでもある。

第三に、本稿の作業は、急速に解明が進みつつある明治六年政変後における島津久光派について、その地域的基盤を探る意味合いも持っている。⁽³⁾ 明治六年政変後、島津久光は華族や守旧派土族の期待を担い、政権内から近代化政策に異議を唱える存在として無視できない影響力を有した。佐賀の乱後における旧小城藩憂国派の島津久光に対する意識に迫ることで、島津久光派の広がり的一端を示したい。

一 小城隊幹部への判決と各県への分配

佐賀の乱鎮定直後、大久保利通の命を受けた西村貞陽開拓使少判官⁽⁴⁾が小城に乗り込み、小城士族の乱への関与について情報収集を進めた。また、西久保紀林工部省電信大属も事実関係の究明に協力した。⁽⁵⁾ 両者ともに佐賀県出身の官員である。この調査を基に、一八七四（明治七）年三月二日、惣隊長田尻種博をはじめ小城隊幹部が一斉に収監⁽⁶⁾された。最終盤での政府軍参加により処分は免れるのではないかといった、小城士族の甘い期待を裏切る過酷な結

表 小城隊の構成と処分

人名	役名	年齢	処分内容	収監先
田尻泰藏（種博）	司令惣隊長	34	懲役10年、除族	徳島
徳島従好（篤胤）	司令惣副隊長	不明	懲役7年、除族	徳島
相原賢一（益澄）	隊心遣軍事係	47	懲役5年、除族	和歌山
野副晋（義村）	隊心遣副軍事係	不明	懲役3年、除族	彦根
西岡謹吾（吉信）	隊監軍監	34	同上	彦根
西川寛藏（利興）	同上	不明	同上	彦根
川久保乾太	応接掛	29	同上	徳島
松田助太郎（紀之）	弁事	不明	禁錮70日	
成富八之助（信章）	同上	32	懲役2年、除族	姫路
川副増吉（松一郎）	同上	27	同上	姫路
持永弥学（秀並）	小司令一番小隊司令	35	懲役3年、除族	徳島
黒木新七（常治）	小司令二番小隊司令	不明	同上	徳島
薬王寺角弥（寛生）	小司令三番小隊司令	38	同上	徳島
木下牧太（久堪）	分司令	34	除族	
下村長四郎（利観）	同上	30	同上	
益田平七（房志）	同上	31	同上	
東島栄太郎（純厚）	同上	31	同上	
牟田官之助（安貞）	同上	不明		
藤島周藏（賢隆）	同上	32	除族	
宮地可也（義高）	同上	30	同上	
犬塚志津馬（貞陽）	同上	28	同上	
貞永一雄	同上	不明		
土山文九郎	同上	不明	除族	
持永伝弥（義方）	出兵の雑事を掌る	32	懲役2年、除族	堺
今泉半平（永秀）		20	除族	
留守経昌	征韓隊司令	不明	(戦死)	
徳本勇一（寛斐）	征韓隊	42	懲役7年、除族	彦根
武藤精一（貞長）	同上	36	懲役3年、除族	和歌山
藤島善之丞（堀江成博）	同上	41	除族	
香月卓造（則之）	同上	26	同上	
城島又八郎（嘉樹）	同上	37	同上	
戸田昌之助（豊顕）	同上	25	同上	
井上宗次（重実）	同上	43	同上	
深江平吾（豊生）	同上	22	同上	
吉岡耕作	同上	29	同上	
神代新次郎（利謨）	小城隊以外の小隊を指揮	27	懲役3年、除族	徳島

注. 九州大学附属図書館蔵「檜垣文庫」63-57「明治七年戊九月 各県御預入江差贈品物控」、同67-37「〔出張記録〕」、同17-31「八年七月 除族人名簿」、国立公文書館蔵『佐賀県史料 十一』により作成。

末であった。

四月一三日、佐賀の乱の指導者に対する判決が出された。小城隊幹部に対しては、田尻種博の除族の上懲役一〇年を最高に、軍監・小隊司令クラスに懲役三年、弁事に懲役二年が申し渡された。さらに、四月中に佐賀軍全体で二二三名に及ぶ関係者が除族処分を受けたが、その中には小城隊の分司令クラスの名前が含まれている(表)⁷⁾。

彼ら懲役人の処遇をめぐることは、当時佐賀県監獄が戦鬪で焼失し仮建設中でもあり、岩村高俊佐賀県権令から佐賀県内で服役すると県民の人心にも影響するので、他県へ分配したい旨の申し立てがあった。それに基づき五月五日、林友幸内務大丞が九二人を大阪府など六府県に分配する案を三条実美太政大臣に伺い、五月九日に内務省から佐賀県と護送先の府県へ懲役人の分配先についての達があった。その内訳は、京都府一八人、大阪府一八人、堺県・飾磨県・岡山県各一五人、滋賀県・広島県・和歌山県・名東県各一四人であり、堺・飾磨・岡山の三県へは懲役二年の者のみ送られることになった。⁹⁾ 小城隊幹部の場合は、田尻種博・徳島従好・川久保乾太・持永秀並・黒木常治・薬王寺寛生・神代利謨の七名が徳島、野副義村・西岡吉信・西川利興・徳本寛斐の四名が彦根、相原益澄と武藤貞長が和歌山、成富信章・川副松一郎が姫路、持永義方が堺に決まった(表)。

小城三番小隊司令として懲役三年の判決を受けた薬王寺寛生は、この時期立て続けに父久弥や親族に宛て手紙を出している。この内、五月二八日付書簡において、「新令参着之上ハ贖罪之手筈ニモ可相成奉喜悦居候処、却テ致相違、西京・大阪・紀州三ヶ所江配流相成、近日中ハ出足之趣ニ付、驚駭之至ニ御座候」と述べている。¹⁰⁾ 四月二八日に新県令に任じられた北島秀朝が佐賀県に入県したのは、五月二二日のことであった。薬王寺ら収監者たちは、それによって改訂律例の規定に基づき贖罪金の支払いで釈放されるものと期待していたのである。この記述からは、懲役人の分配先を指示した五月九日の達を知ったのが二八日であることも判明する。ただ、「配流」先として京都・大阪・

和歌山を挙げ、堺・姫路・岡山・彦根・広島・徳島が抜けており、内容は不正確であった。自らの配所が徳島である
と知ったのは六月一日と見られ、この日薬王寺自身に加えて持永秀並・黒木常治・神代利謨・川久保乾太が徳島に送
られる旨を伝えている。⁽¹¹⁾ 惣隊長田尻種博と副隊長徳島従好の名前がないのは、収監先が別であったためと思われる。

収監された薬王寺寛生が、五月一二日付の第一信から気にかけていたのは、両親や妻お宮の暮らしと、姉の息子慶
次郎を養子として士族籍の相続を実現することであった。そのために、お宮の実家大坪家だけでなく、岩松家・今泉
家・黒木家など親族（「御一類」）に依頼するように申し送っている。⁽¹²⁾ 加えて、「士族一統今も何分かハ後見いたし呉候
と相考候」⁽¹³⁾とあるように、旧小城藩憂国派が結束して服役している小城隊幹部の留守家族への支援を行うものと認
識している点も見逃せない。結局、士族籍の相続は一八七五年一月に聞き届けられ、早速寛生は一月二三日付の第
一三信で、慶次郎に学問の稽古に励むよう伝えている。⁽¹⁴⁾

六月五日、懲役人の内、病者と裁判所糾問中の者を除く一一九名が佐賀県早津江から海軍の東艦に乗せられ、護送
先へと運ばれていった。この移送には、三月九日に佐賀に入り、以後逃走した者の探索や乱指導者の逮捕、治安維持
に当たっていた警視庁巡查二二一名の内の一〇〇名と、縄取二七名が付き添っている。⁽¹⁵⁾

二 小城の憂国派と島津久光

薬王寺寛生ら一四名は一八七四（明治七）年六月一日に徳島に到着し、⁽¹⁶⁾ 直ちに懲役場に収監された。佐賀から離
れた遠方の監獄に分散して服役することになったために、懲役人と留守家族との連絡は困難を極めた。そこで小城士
族団では、小城隊の幹部クラスで懲役を免れた者や懲役人の親族を中心に、交替で各監獄を巡回し留守家族の書簡

や伝言・差入品を届け、さらに懲役人の書簡や監獄生活の情報を集め、留守家族へと届ける仕組みを作って対応した。たとえば、八月一日付の第七信は、小城隊で分司令を務めた土山文九郎が、帰途台風に遭遇して遭難しかけたものの、九月九日夜に小城で待つ父久弥の許に届けている。その後、父久弥の返書は小城隊会計掛の西田郡助に預けられ、西田は九月一日に小城を発足している。その西田が一月八日付の第九信を徳島から小城に持ち帰ったのは、一二月六日であった。⁽¹⁸⁾

「監獄則」懲役第九条書信によれば、監獄からの書状の受け渡しは獄吏の検閲が必要で、回数も徒罪以上の場合は三か月に一回と定められており、⁽¹⁹⁾頻繁な書信の往復は難渋を極めた。第七信を送る際には、黒木常治が懲役人中の病人の薬を受け取る名目で病院へ出かけた折に、土山文九郎へ書状を渡している。⁽²⁰⁾一八七五年に入ると監獄の管理が一段と強化された。三月に小城から派遣された神代志一は、徳島従好とだけ役人の立会いの下で面会を果たし、徳島家から持参した「焼はや」を差し入れたが、留守家族から託された手紙を渡すことはできなかった。神代は事態を打開すべく、徳島従好の懇願をうけて、懲役掛や小使に酒杯の接待を行うため、小城で憂国派の支援ネットワークを仕切っていた西田郡助・岩松源之進・星野九右衛門らに二〇円の送金を依頼している。⁽²¹⁾このように、小城隊とともに戦った人々が、各監獄と留守家族を繋ぐ連絡役として往復し懲役人を支えるネットワークを構築しており、旧小城藩憂国派の結束はなお維持されていたのである。

留守家族からの差入品の中では衣類と寝具が重要であった。葉王寺寛生は、一八七四年一〇月一八日付の第八信で、持ち合わせの衣類一枚では昨今の寒さを凌ぎ兼ねると訴えた。⁽²²⁾これにに応じて、小城からは早速冬季の衣類と布団が送られている。⁽²³⁾七五年の夏を前にした六月にも、縞単衣と白単襦袢の差入れがあった。⁽²⁴⁾本来「監獄則」懲役第十一條衣衾では、獄中の衣類は「暑中ハ単衣一枚トシ春秋ハ袷一枚襦袢一枚トシ冬時ハ綿入ヲ加ヘ三枚」、寝具につ

いても夏は「毛布一枚席(席)一枚」、冬は「毛布二枚草褥一枚」と定められていた。⁽²⁵⁾ 名東県では、一八七五年八月に「懲役規則改革」があり、獄衣はすべて官からの貸与とし、懲役人各自が所持していた衣類は官に預ける措置が取られた。⁽²⁶⁾ 薬王寺等は衝撃を受けたが、間もなく名東県監獄に収容されていた佐賀の乱の懲役人一同が結束して歎願を行った結果、官預けとなっていた各自の衣類が下げ渡されている。⁽²⁷⁾ 佐賀の乱の懲役人へのみ許された特別措置であった。

一方で、旧小城藩憂国派のネットワークに問題がない訳ではなかった。服役している小城隊幹部には、小城士族団が結束して獄中生活を支えるのは当然との意識があったが、彼らはいずれも旧藩の上級家臣もしくはそれに近い家の当主であった。一八七四年一月八日付の第九信で、薬王寺寛生は懲役人の救助をめぐる小城士族団内の意見対立について、次のように記している。

士族中今扶助ニ付テ論説区々ニシテ決評相成兼候得共、自今ニテハ何分敷之目途相付居候様子ニ付安心仕候、併シ危窮相過人情軽薄之事ニテ何れも下等之説ニ相組シ、漸ク飯米丈位之救米と申事候。⁽²⁸⁾

小城士族団として佐賀の乱を戦ったために、指揮官として罪人となった憂国派幹部の家族に対して、旧小城藩士族中として救助を行うことに決したものの、負担を渋る下級士族の意見が通り、飯米だけの扶助に止まった事情が見てとれる。こうした状況は、服役者たちに留守家族の生計に対する不安をかきたてていく。

除族以上の処分を受けた佐賀軍関係者の家族に対しては、佐賀軍幹部への判決が下った一八七四年四月に岩村高俊権令から願が出されて以降、政府による救助に向けた検討が始まっていた。岩村を継いだ佐賀県令北島秀朝も、佐賀県統治の重要課題として位置付け、内務省との間で折衝を繰り返し、七五年二月一〇日になって、救助ではな

く「授産」の名目で一か年に一万円ずつ三年間下げ渡すことに決まった。⁽²⁹⁾二月二四日には、佐賀県が所有していた九万五〇〇〇円余の内から、除族以上の処分を受けた三一九戸へ、「土着授産」を理由に一戸に付き一〇〇円を目途として貸与することも認められた。⁽³⁰⁾その後、組合を設立して授産の受け皿とすることになり、佐賀県と除族者惣代との間で議論が行われ、七六年一月にかけて具体的な授産方法について詰められていく。⁽³¹⁾佐賀の乱により処分された者たちは、政府・佐賀県による救助を通して新たな共同性を得ることになったのである。

こうした政府や佐賀県による救済については、一八七五年八月になって名東県監獄にも伝わり、同月一八日付の第一六信において薬王寺寛生は、「御救助其外御掛合之廉々も委曲承知安心罷在候、惣テハ御地除族連中方今如何之授産可有之哉、后便ニテ乍御面働御知セ可被下候」と依頼している。⁽³²⁾授産金の下げ渡しや事業計画の内容を記した返書は、この第一六信と入れ違いで届き、八月二八日付の第一七信において薬王寺は次のように述べている。

救助且ハ資本金之布達書写シ目下御救扶之目割委曲御書載預御知セ、朝恩之満潤実以奉感戴、於私も解念勤方仕儀御座候、右資本金一条ニ付御地一般御決議山林開墾之段、是以永末之見込無此上、何レ早々成事可致様朝夕奉祈望候計御座候。⁽³³⁾

政府と佐賀県からの資本金は、除族者家族共同で山林開墾に使われることに決まった。小城士族団中の除族者の家々は、共通の利害を有する集団へとまとまったのである。

一〇月になると、「不容易犯罪人之家族輕易ニ救助致候義如何ト存猶予」していた旧小城藩主鍋島直虎が、政府と佐賀県による授産資本金の下賜を見届けて、除族以上に処された小城隊幹部三一名の家族救助のために、一七四〇円

の出金を申し出た。鍋島直虎は鍋島直正の六男で、一八六四（元治元）年二月に病気で若死した直亮の跡を襲い藩主となり、七三年六月から英国に留学して、佐賀の乱前後は不在であった。⁽³⁴⁾ 右の出金は一月二十八日に聞き届けられたが、この措置は小城鍋島家家扶相浦亨による判断であった。⁽³⁵⁾ にもかかわらず、葉王寺寛生は「知事様之御賜金毛頭無存寄実ニ有難ク奉銘肝候」と感激している。⁽³⁶⁾ なお、この鍋島直虎からの扶助金は、七六年二月二三日、田尻種博一五〇円、葉王寺寛生六五円など、各懲役人の家ごとに分配されている。⁽³⁷⁾

佐賀の乱後における旧小城藩士族については、政府密偵も関心を寄せていた。⁽³⁸⁾ 一八七五年五月三十一日付の桜井虎太郎による「搜索書」には、以下のような記述がある。

一 右県士族の内旧佐賀・小城両藩士の内には、結髪・佩剣にて封建論を唱ひ、漫りに方今の政体を誹り固陋の説を主張する者ある由。⁽³⁹⁾

桜井によると、封建論者は他人に論破されて回答不能に陥ると、決まって「島津公は維新前よりの大功臣にして人物も亦国内に及ぶ者なし、斯る非凡の人にして封建論を主張せらるる故に、敢て僻論に非すと」述べて反論するのだという。しかも小城では、佐賀の乱後も封建論に立つ憂国派が多数派であった。⁽⁴⁰⁾

佐賀の乱の前後、島津久光は、明治六年政変後における政局の安定を図るために、一八七三年一月二二日に内閣顧問、七四年四月二七日には左大臣に任じられた。ところが島津久光は、左大臣就任直後の五月に「礼服復旧」「租税復旧」など八か条の建言を行い、⁽⁴¹⁾ 明治政府が進める文明開化政策を批判する姿勢を明確にする。しかも、大阪会議の合意をうけて設置されることになった元老院の議長に久光が決まりかけたにもかかわらず、木戸孝允や元老院副議

長後藤象二郎、元老院幹事陸奥宗光らの反対により、七五年七月三二日に中止と決まったことで、久光や中山忠能・嵯峨実愛・大原重徳・伊達宗城ら島津久光派は、有栖川熾仁親王や三条の岳父鷹司輔熙を巻き込みながら、三条実美排斥運動へと乗り出す。⁴²

結局、一〇月二二日、島津久光と板垣退助はともに辞表を提出し政府を去った。名東県監獄内では新聞の閲覧が許されており、一月に入って薬王寺寛生等もこの情報を知った。一月一九日付の第二一信では、「東京モ何カ不穩事柄起り、朝鮮一条ニツイテ島津公ソノタ參議等健白指出シ辭職之模様ニテ、吾々ニモ心強ク樂居候⁴³」と述べている。島津久光の辭職が政変につながるとの期待をもって受け止めている様子が興味深い。次いで、二月二六日付の第二三信でも、「天下之勢も日々切迫、最早絶頂之時日と相考、夫已樂居申候⁴⁴」と記し、有栖川宮が一〇月二二日に徳大寺実則宮内卿を通じて上書したものの写を同封し、父久弥に送っている。また、事情は不明だが、島津久光の建白書写は別便で小城まで送付しており、板垣退助の上書は長文なので手に入れたものの筆写が間に合わなかったと断っている。有栖川宮・島津久光・板垣退助の建白書・上書はいずれも獄中にある薬王寺等懲役人の手から郷里の小城へ送られていることから、これらは同房⁴⁶だった佐賀本藩のルートを通じて入手したものと推測しておきたい。

ただし、島津久光の辭職は久光派の敗北・解体であった。江華島事件を機に大久保利通と木戸孝允は關係を修復し、日朝修好条規の締結により征韓派の大義名分を奪うことに成功した明治政府は、政權基盤の強化に成功する。中山忠能や伊達宗城等有力華族は、岩倉具視主導の華族統制の担い手として位置付けられて久光と切り離され、中央での久光派は解体する。⁴⁷ 旧小藩藩憂国派の懲役人たちは、久光辭職直後に「新聞等致熟覽只管天下之雲行而已相考⁴⁸」えと色めきたったが、日朝修好条規が結ばれた上に、久光側近であった中山中左衛門を中心とする「守旧激派」の捕縛が行われ、⁴⁹ 懲役人たちの期待は一気に冷め、佐賀への帰還に関心を集中させていく。

三 徳島での獄中生活

薬王寺寛生らの徳島移送時、名東県の権令は元長州藩士の久保断三であった。「監獄則」懲役第五条役法によれば、懲役囚はまず五段階に分けられた役の第五等「土石ヲ運搬シ荒地ヲ開墾シ米ヲ舂キ油ヲ搾リ石ヲ碎クノ類」に就き、所定の期限を満了することにより軽い役へと進級していく仕組みとなっていた。⁽⁵⁰⁾しかし、薬王寺らは役法第三等の規定に基づき、籐細工など軽役に従事することが日課になった。七月下旬、旧小城藩憂国派の総帥水尾訓和が配所となった各県から集めた情報が薬王寺等の許に届き、名東県は「頗御寛典之御取成と始テ承知」して喜んでゐる。実は、薬王寺の扱いはさらに念の入ったもので、八月一日付の第七信には以下のように記されている。

徒人凡百五拾人女同百五拾人、別ニ四五里他所江出張之処江百五拾人、男女合四百人之罪人甚以繁昌奉存候、右罪人舍中ニテ夜々九字迄学問進メ之御手被相附、於私ても教授方被仰付夜々各舍巡教罷在候。⁽⁵³⁾

名東県監獄には男女合わせて四〇〇人に上る多数の罪人がいたが、名東県は彼らに夜九時まで福沢諭吉の『学問ノススメ』を学ばせ、薬王寺は教授方を命じられて夜間獄舎を巡回して教えていたのである。名東県は、封建論によって立つ憂国派の薬王寺に、文明開化の象徴である『学問ノススメ』を囚人に教えさせることで、囚人教育と同時に薬王寺等に近代化の必然を悟らせるといふ、一石二鳥の効果を狙ったのである。「監獄則」懲役第五条役法の第二等「其長技ヲ以テ他囚ヲ教授セシム」に基づくと考えられるが、「監獄則」官員に規定された教師に代わる役割を期待され⁽⁵⁴⁾

たのではないか。いずれにしても、この場合は手の込んだ一種の思想教育と見てよい。こうした名東県による監獄政策は、「監獄則」緒言で「獄ハ人ヲ仁愛スル所以ニシテ、人ヲ残虐スル者ニ非ズ。人ヲ懲戒スル所以ニシテ、人ヲ痛苦スル者ニ非ズ」と述べられているように、明治政府によって「追放刑の廃止と労役教育刑への全面転換」が行われた結果であった。⁽⁵⁶⁾

薬王寺寛生は一月八日付の第九信において「学問方ニも日進月歩ニ付教授就中勉励罷在、勤方無過失様精々相考居候⁽⁵⁷⁾」と記しており、県当局の期待に応えて「懲役場ニてさへ学問盛大興起⁽⁵⁸⁾」となるまで熱心に教育に励んだ。一月二四日、新たに旧佐賀藩士の古賀定雄が名東県権令に任じられ、二月末に着任したが、⁽⁵⁹⁾名東県による「御寛典」は継続した。薬王寺の態度は模範囚と評価されたようである。一八七五年四月には従来の教授方に加えて囚人一般の勤情を取り締まる「警察」の役も命じられ、その代わりとして日課の労働を免除されている。時間に余裕ができたらしく、薬王寺は暇を見付けては写本を行い、書籍二冊を慶次郎に送っている。⁽⁶⁰⁾先述したように、名東県監獄では新聞の閲覧が許されていたが、「監獄則」雑則中の「監獄内ニ書庫アリ多ク佳書ヲ蔵シ以テ囚人ノ誦読ニ供ス⁽⁶¹⁾」の規定に基づき、「書庫」が設けられていたものと思われる。

しかし、やはり獄中生活は過酷で病気になる者が続出した。小城隊幹部ではないが、リユーマチのため半身不随となり名東県監獄の病監に服役していた小川武清の場合、倅省次郎より旅館に引き取り回復するまで預かりたい旨の嘆願書が出されている。名東県はこれをうけて、一八七四年八月一七日、父子の情も忍び難いので聞き届けてもよいか、共立病院の診断書を添えて司法省に伺い出たが、司法省は九月七日伺いを却下し、懲役場で医療を施すよう指令した。姫路監獄で服役していた諸岡順賢についても同様の歎願が出されたが、九月二八日に却下となっている。⁽⁶³⁾病者の取り扱いについてはその後も検討が続けられ、一月二八日、司法省権大判事河野敏鎌からの稟議に基づ

き、太政官へ内務省伺が出された。その内容は、①重病の者を親族で預かる件と懲役満期に達した者の処分に関して(64)は愛宕通旭党の例にならい対応してよいか、②懲役人の処置を以前と同じく河野敏謙に委任してよいか、というものであった。結局、太政官は七五年三月二十七日、①は許可するが、②は内務省に委任するとの決定を下している。(65)

ところが翌日、内務卿大久保利通は、懲役期限内の賞罰や親族による預かりの類は内務省の権限ではないことを理由に、この決定を不服として太政官に再度の指示を求めた。五月一二日には、大木喬任司法卿と連名で、①佐賀の乱の処分権は東伏見宮に委任されたのだが、すでに解任されている、②佐賀の乱の懲役人については内務卿の権限内ではないが、国事犯の扱いを司法省の専任とすべきでもないとして、この問題は司法卿大木喬任の専管とし、適宜内務卿大久保利通と協議するとの案を示し、至急の決裁を要求した。五月二三日、この伺いは聞き届けられ問題は決着した。

右のような病者の親族預けを認めない措置や、懲役人の処分権限をめぐる曖昧さは、服役者たちの不安をかきたてたようである。一八七四年八月一日付の第七信によると、名東県監獄では、旧佐賀本藩の憂国党幹部であった木原儀四郎が東京に出て尽力し、贖罪金の支払いで放免されるのではないかとの噂が広まっている。(66) 一月八日付の第九信でも、薬王寺寛生は、木原による周旋が功を奏し「明春迄二ハ帰郷可仕屈指奉欣望候」と父に書き送っている。(67) 一二月二〇日付の第一二信になると話は一段と具体的になり、鍋島克一等の「贖罪願」がうまく運び、各県に分散して収監されている懲役人が佐賀県に戻されるよう運動しているので、「十二八九ハ其通り相成明春早々帰県可仕」との希望を持つに至っている。(68) 鍋島克一は須古邑主で旧佐賀本藩執政であった鍋島安房の次男で、旧佐賀本藩の憂国党大隊隊長として戦闘を指揮し、除族の上懲役一〇年の判決を受け服役していた人物である。憂国党は組織的に贖罪金の支払いによる釈放運動を行っていたものと見られる。これに対し父久弥は、信憑性に乏しい噂話を信じて帰県の夢を膨らませている息子をきつく叱った。七五年一月二三日付の第一三信で寛生は、「先便帰郷之切心縷々相述候処、

却テ預御戒諭赤面之至ニ御座候、断然風説之泥心相改」と述べ、父に詫びている。⁽⁷⁰⁾こうして、書簡から佐賀監獄への移送による帰県を待ち望む内容はいったん姿を消した。

憂国派の支援ネットワークも、手をこまねいていた訳ではない。一八七五年三月に派遣された神代志一は、二七日に徳島に到着すると、その足で古賀定雄権令を訪ね、小川武清廢疾一件について善処を要請したが、古賀から司法省と内務省の間をたらい回しされ困惑している様子を聞かされている。神代はさらに、木原儀四郎から四月に地方官会議が開催されると聞いた旨を古賀に尋ねたところ、古賀は正式な指令はまだないと答えている。神代は、東京で地方官会議が開かれた際に、古賀名東県権令と北島秀朝佐賀県令との会談を実現し、一気に懲役人全員の佐賀帰県への道筋をつけようと構想し、古賀権令に尽力を迫ったのである。⁽⁷¹⁾ただ、六月二〇日から開催された第一回地方官会議で、両者の会談が行われたか定かではない。

一八七五年九月、古賀定雄権令が香川県権令へ転任となった。同月、懸案であった廢疾・重病者の佐賀帰県が認められ、名東県監獄でも小川武清が佐賀県へ帰ることに決まった。この前後から、薬王寺寛生の獄中書簡では、再び佐賀監獄への懲役人全員の移送が話題になり始める。一〇月一日付の第一八信では、廢疾者の佐賀帰県など一度処分方針が緩んだからには、次第に懲役人全員の佐賀移送も希望通りになるだろうと樂觀的観測を述べ、さらに改定律例第三六条の例により願書を差し出す道を探るために、佐賀の方で情報を集めて取り計らってほしいと父久弥に要望している。⁽⁷²⁾改定律例第三六条とは、次のような規定であった。

第三十六条 凡懲役一年以上ヲ犯シ、已ニ実断シテ役百日ヲ過ギ、祖父母・父母老疾シテ、家ニ侍養ノ子孫ナク、父祖親屬ノ侍養スルコトヲ願フコト切ナル者ハ、余罪ヲ收贖シ、放還スルコトヲ聽ス。⁽⁷³⁾

すでに収監されて百日以上経過したことから、祖父母や父母が老病であるにもかかわらず養う者がいないことを理由に、贖罪金の支払いで釈放を求める意向だったのである。

その後、一二月になって彦根監獄に服役していた西川利興と野副義村が廃疾を理由に佐賀へ帰県したとの知らせが届いた。古賀定雄権令の後任には、富岡敬明が任命されていた。富岡は旧小城藩「正義派」の中心にあり、元治元（一八六四）年五月七日に起きた太田蔵人暗殺未遂事件の首謀者として終身流罪に処せられながら、王政復古後に副島種臣・江藤新平によって民政を担当する郡令に抜擢され、佐賀藩士として本藩の藩政に関わるようになった経歴を有する。⁽⁷⁴⁾ 富岡は、一月に着任した直後に監獄を訪れ、佐賀の乱の懲役人と直接話をしたにもかかわらず、惣隊長田尻種博と副隊長徳島従好が出していた廃疾による帰郷願はなかなか受理しなかった。元来「俗論派」の系譜を引く憂国派の人々は富岡に対し屈折した感情を抱いていたが、こうした措置に徳島は立腹し、薬王寺寛生も「富岡着県後我身取繕ニテ周旋方も不行届」と非難の言葉を郷里に申し送っている。⁽⁷⁵⁾

だが、懲役人の佐賀帰郷問題は一八七六年に入り新たな展開を見せる。二月一〇日、佐賀県が、懲役人たちは前非を悔い恭順しており、懲役人の家族が安否を確かめるために遠隔の地を往復してかなりの費用を費やしているため、今日となつては佐賀県下で苦役させた方が人心の安定に益するとして、直ちに懲役人一同を佐賀県に引き戻すよう内務省に願ひ出たのである。それによると、佐賀藩時代に開墾に着手したものの廃藩置県により完成に至らなかつた藤津郡糸岐・大浦の両村に跨る広谷に仮囚獄を設け、ここに懲役人を集めて八〇町歩ほどに及ぶ荒蕪地を開墾し、茶・大麦・唐芋などの栽培に従事させる計画であつた。費用は地方税で立て替え、収穫物の売却代金で償却していく見込みで、満期釈放後の定住をも見越した提案であつた。以後、佐賀県と内務省との間で文書の往復があり、佐賀県を三

瀧県へ合併した後の六月三日、懲役人の佐賀への引取りが認められ、七月一〇日徳島を出発、同月一六日に三瀧県に引き渡されて決着した。⁽⁷⁶⁾

ただし、引渡し人名簿に葉王寺寛生の名前はない。寛生から父久弥宛の獄中書簡が、一八七五年二月二六日付を最後に残っていないことから考えると、名東県監獄に移送された直後から獄中で「教授方」を務めていた寛生は、「監獄則」懲役第五条役法の規定に基づき釈放されたのではないかと思われる。「監獄則」中の「尋常懲役表」では、懲役三年の場合、役法第二等「其長技ヲ以テ他囚ヲ教授セシム」の期間が半年、第一等「第二等ト同シ」役に従事する期間も半年と定められていた。⁽⁷⁷⁾ 葉王寺の「教授方」勤務期間はすでに一年を超えており、第一等但書に定められた「此限ヲ滿レハ放免ス」との条件を満たしていたのである。⁽⁷⁸⁾

おわりに

最後に本稿において明らかにした点を改めてまとめておきたい。

本稿では第一に、一八七二（明治五）年に制定された「監獄則」下で佐賀の乱の敗者たちが送った獄中生活の実態について明らかにした。「監獄則」は、財政的事情から大蔵省の求めにより七三年四月八日太政官達第一二九号をもっていったん施行を止められたが、直後の四月一九日に司法省達第六一号が出され、「便利ノ地」においては財政的負担の少ない囚人の処遇方法や懲役法について「監獄則」通り施行するように命じた経緯があった。⁽⁷⁹⁾ 名東県監獄の事例から見ると、「監獄則」は緩やかに府県の監獄行政に浸透していったものと見てよい。その中で佐賀の乱による懲役人たちは、移送直後に「監獄則」懲役役法の第五等ではなく第三等に位置付けられ、葉王寺寛生にいたっては

「教授方」を命じられており、また「懲役規則改革」により官から貸与された服以外使用を禁じられたにもかかわらず、懲役人たちの運動により監獄当局に預けられた差入の衣服が戻され使用を認められるなど、「寛典」と評される特別待遇を受けていたのである。明治政府は、士族反乱の首魁は厳刑に処したものの、それ以外の参加者は指揮官クラスも含めて、改宥させて政府の進める近代化路線に包摂することを目指したのである。

第二に、獄中生活を送る小城隊幹部を支えた旧小城藩憂国派のネットワークの存在を確認した。このネットワークは、士族内部の階層差に起因する対立を抱えながらも、監獄と郷里との書簡の往復や口頭での情報伝達、衣類や寝具を始めとした差入品の送付、留守家族への飯米給与といった機能を果たしていた。さらに、政府や佐賀県による佐賀の乱処分者家族の「土着」や「授産」を名目とする救助の進展に伴い、処分者たちは新たな共同性を有するようになっていく。

第三に、旧小城藩憂国派が佐賀の乱での敗北後も島津久光への親近感を持ち続け、中央での島津久光及び久光派の動向を注視し、監獄内部でも監獄と小城との間でも情報の交換を続けていた事実が浮かび上がった。ただし、旧小城藩憂国派がいつまでも封建復帰論に固執して政府が進める近代化に背を向け続けたわけではない。たとえば、小城隊で出兵の雑事を担当して除族の上懲役二年に処された持永義方は、一八七九年に熊本県六等属に採用され、八〇年には天草郡長となっている。葉王寺寛生も、八三年に愛媛県御用掛准判任となった後、八四年には愛媛県九等属となるのである。

右の第二・第三と関わって従来重視されてきたのが、長崎上等裁判所判事中嶋清武とフランス留学から戻って帰郷した陸軍省出仕松田正久など旧小城藩征韓派士族による、一八七五年八月の自由民権結社自明社の結成である。しかし、自明社の成立は、幕末以来の厳しい党派対立が続く小城士族団に波紋を呼び、「一層物議ヲ生シ穩カナラサル」⁽⁸⁰⁾状

況を生み、松田正久が一八七六年二月三日陸軍裁判所七等出仕に任じられて小城を離れると、事実上解体状況に陥る。⁽⁸¹⁾小城における自由民権運動は、幕末以来の党派対立と憂国派の優勢を背景に征韓派士族を超えて広がることができず、ひとまず終息する。士族反乱後の士族団については、幕末以来の歴史的経緯と士族授産の実状を踏まえて、地域ごとに丹念に論じるべきなのである。

なお、西南戦争の終結により士族反乱に決着がついて以降の小城士族団の動向については、今後の課題として残さざるを得ない。

[注]

- (1) 拙稿「佐賀の乱の再検討―周辺の視点から―」(『九州史学』二四九号、二〇〇八年)。
- (2) 真辺将之「明治期「旧藩士」の意識と社会的結合―旧下総佐倉藩士を中心に―」(『史学雑誌』第一一四編第一号、二〇〇五年)。
- (3) 落合弘樹「密偵・莊村省三と不平士族」(佐々木克編『それぞれの明治維新―変革期の生き方―』吉川弘文館、二〇〇〇年)、同「守旧激派と密偵」(同『明治国家と士族』吉川弘文館、二〇〇一年)、刑部芳則「明治国家の服制と華族」(吉川弘文館、二〇一二年)、久保正明「明治六年政変後の島津久光派」(『日本史研究』六一一、二〇一三年)。
- (4) 我部政男・広瀬順昭編『国立公文書館所蔵 勅奏任官履歴原書』(柏書房、一九九五年)。
- (5) 『単行書 佐賀暴動事件書類』三『西村貞陽の項、西久保紀林の項、九州大学附属図書館蔵』檜垣文庫『六八八』記、牛山栄治『巨入西久保弘道』(春風館、一九五六年)。
- (6) 『檜垣文庫』二二六―二二七〔書簡〕・四〔書簡〕・五〔書簡〕。
- (7) 国立公文書館蔵『佐賀県史料十二』歴史稿本政治之部褒賞刑罰。佐賀の乱の裁判に関しては、我妻栄代表編集『日本政治裁判史録』明治・前『第一法規出版、一九六八年』中の「佐賀の乱―元参議の梟首―」などがある。また、乱後の処理に関しては、堤啓次郎「士族反乱の乱後処理と県治体制の再編」(西南学院大学『国際文化論集』第一二巻二号、一九九七年、後に同『地方統治体

制の形成と士族反乱』九州大学出版会、二〇一〇年に所収）が最もまとまっている。

- (8) 『公文録』明治七年第五十卷明治七年五月内務省伺(二)「佐賀県賊徒懲役人ノ内外府県へ分配并護送人費下渡方伺共二通」。
- (9) 『公文録』佐賀県征討始末付録 明治七年二号、堤啓次郎前掲論文一六三頁、同「佐賀の乱と警視庁巡査」(西南学院大学『国際文化論集』第一三巻二号、一九九九年、後に同前掲書に所収)一七五頁。
- (10) 小城市立歴史資料館蔵薬王寺家文書 B 93-27-4。薬王寺寛生の獄中書簡については、筆者編『小城鍋島家の近代』(佐賀大学文系基礎学研究プロジェクト、二〇〇五年)に全点翻刻しておいた。本稿での引用は同書による。
- (11) 薬王寺家文書 B 93-27-2。
- (12) 薬王寺家文書 B 93-27-4、6。なお、五月三〇日と六月一日にはお宮に対して別に一封を送っており、寛生の心遣いがうかがわれる。
- (13) 薬王寺家文書 B 93-27-5。
- (14) 薬王寺家文書 B 93-27-1。
- (15) 『公文録』明治七年第二百六十四卷明治七年六月諸県伺「佐賀県賊徒懲役人各県へ分配護送届」。
- (16) 『公文録』明治七年第二百六十四卷明治七年六月諸県伺「名東県ヨリ佐賀県賊徒処刑人請取届」。
- (17) 薬王寺家文書 B 93-16、同 B 93-17。
- (18) 薬王寺家文書 B 93-17。
- (19) 『法令全書』第五卷ノ一明治5年(原書房、一九七四年)三七二頁。
- (20) 薬王寺家文書 B 93-16。
- (21) 『檜垣文庫』三二一—〇三二二「口演」。
- (22) 薬王寺家文書 B 93-14。
- (23) 薬王寺家文書 B 93-19。
- (24) 薬王寺家文書 B 93-24-4。
- (25) 前掲『法令全書』第五卷ノ一明治5年三七三—三七四頁、姫嶋瑞穂『明治監獄法成立史の研究—欧州監獄制度の導入と条約改正をめぐって—』(成文堂、二〇一一年)三九頁。

- (26) 薬王寺家文書 B 93-24-3-2、同 B 93-24-3-1。
- (27) 薬王寺家文書 B 93-24-2-2。
- (28) 薬王寺家文書 B 93-17。
- (29) 『公文録』明治八年第九十六卷明治八年二月内務省伺三「佐賀県賊徒除族ノ者家族 救助伺」。
- (30) 『公文録』明治八年第九十九卷明治八年二月内務省伺六「佐賀県除族ノ輩へ拝借金伺」。
- (31) 除族者に対する土族授産の経緯に関しては、長野暹「佐賀地域における明治初期の土族授産」(佐賀大学地域文化総合研究会『地域文化研究』(1)、一九八七年、後に同『明治国家初期財政政策と地域社会』九州大学出版会、一九九二年に所収)第二節、堤啓次郎「土族反乱後における県治体制の再編」(一)(西南学院大学『国際文化論集』第一五巻二号、二〇〇一年、後に同前掲書に所収)三二六-三二八頁。
- (32) 薬王寺家文書 B 93-24-3-2。
- (33) 薬王寺家文書 B 93-24-3-1。
- (34) 前掲『小城鍋島家の近代』一九-二二頁。
- (35) 『公文録』明治八年第五百五十六卷明治八年十一月内務省伺三「佐賀県賊徒除族相成候者ノ家族へ産業資本金施与ノ儀ニ付伺」。
- (36) 薬王寺家文書 B 93-22-3。
- (37) 『太政類典』第二編明治四年「明治十年第三十四卷官規八賞典恩典六「華族鍋島直届佐賀県下除族者救助賞与」二条」。
- (38) この時期の政府密偵については、落合弘樹前掲「密偵・莊村省三と不平土族」、同前掲「守旧激派と密偵」、大日方純夫『維新政府の密偵たち―御庭番と警察のあいだ―』(吉川弘文館、二〇一三年)参照。
- (39) 三条家文書五八-二五「明治八年五月三十一日 長崎・佐賀・福岡・大分・三藩・白川の六県派出搜索書」。
- (40) 三条家文書五八-二六「明治八年八月十五日 佐賀・長崎・福岡・白川の四県派出搜索書 新潟県土族桜井虎太郎」。
- (41) 『明治天皇紀』第三(吉川弘文館、一九六九年)明治七年五月二三日条。久光の建白が及ぼした影響と左院での反応については、牧原憲夫『明治七年の大論争―建白書から見た近代国家と民衆―』(日本経済評論社、一九九〇年)一六七-一六八頁。
- (42) 久保正明前掲論文第二章。
- (43) 薬王寺家文書 B 93-22-1。

- (44) 葉王寺家文書 B 93 | 22 | 3。
- (45) 前掲『明治天皇紀』第三明治八年一〇月二二日条参照。
- (46) 板垣退助の上書については、同右書明治八年一〇月二二日条参照。
- (47) 久保正明前掲論文第三章。
- (48) 葉王寺家文書 B 93 | 22 | 5。
- (49) 落合弘樹前掲『守旧激派と密偵』。
- (50) 前掲『法令全書』第五卷ノ一明治五年三六九頁、姫嶋瑞穂前掲書三五頁。
- (51) 前掲『法令全書』第五卷ノ一明治五年三六九頁。
- (52) 前掲拙稿一五頁。
- (53) 葉王寺家文書 B 93 | 16。
- (54) 前掲『法令全書』第五卷ノ一明治五年三六九頁・三七六頁、姫嶋瑞穂前掲書三八〇三九頁。
- (55) 前掲『法令全書』第五卷ノ一明治五年三六二頁。
- (56) 水林彪「新律綱領・改定律例の世界」(石井紫郎・水林彪校注『近代日本思想大系7 法と秩序』岩波書店、一九九二年、解説) 四七四頁。
- (57) 葉王寺家文書 B 93 | 17。
- (58) 葉王寺家文書 B 93 | 27 | 1。
- (59) 『公文録』明治七年第二百九十四卷明治七年十二月着発忌服「古賀名東県権令赴任届」。
- (60) 葉王寺家文書 B 93 | 24 | 5。
- (61) 前掲『法令全書』第五卷ノ一明治五年三七九頁。
- (62) 一八七三年五月に名東県仮病院が改称して発足した病院で、県からの扶助金を主な財源としており、医学校の機能も備えていた(『愛媛県史料』一九「名東県史」卷之四)。
- (63) 『太政類典』2A9太858。
- (64) 愛宕通旭等の政府転覆事件の裁判に関しては、前掲『日本政治裁判史録』明治・前に収録された「愛宕・外山ら陰謀事件―反政

府分子に対する徹底弾圧および「国事犯」による「一括処断」参照。

- (65) 『太政類典』2 A 9 太 8 5 8。
- (66) 薬王寺家文書 B 93 | 16。
- (67) 薬王寺家文書 B 93 | 17。
- (68) 薬王寺家文書 B 93 | 19。
- (69) 堤啓次郎「明治初期における地方支配の形成と士族反乱」(四) (西南学院大学『国際文化論集』第一卷二号、一九八六年、後に同前掲書に所収)。
- (70) 薬王寺家文書 B 93 | 27 | 1。
- (71) 『檜垣文庫』三二一—一〇三二 | 1。
- (72) 薬王寺家文書 B 93 | 24 | 2 | 1。
- (73) 石井紫郎・水林彪校注前掲書一六二—一六三頁。
- (74) 中野礼四郎編『鍋島直正公伝』第六編(侯爵鍋島家編纂所、一九二〇年)第九十四章、『小城町史』(一九七四年)三三三—三三五頁、前掲拙稿一五頁。
- (75) 薬王寺家文書 B 93 | 22 | 2 | 3。
- (76) 『公文録』明治九年第二百四卷明治九年七月—八月府県伺「名東県旧佐賀県賊徒懲役人田中順六外十一名三藩県へ引渡済届」ただし、田尻種博は病状が悪化したため徳島に残されている。
- (77) 前掲『法令全書』第五卷ノ一明治5年四〇八頁。
- (78) 同右書三六九頁。
- (79) 姫嶋瑞穂前掲書三九—四〇頁。
- (80) 三条家文書五八—二六「明治八年八月三十一日 佐賀・長崎・福岡・白川の四県派出捜索書 新潟県士族桜井虎太郎」。
- (81) 堤啓次郎「士族反乱後の自由民権結社活動」(西南学院大学『国際文化論集』第一四卷二号、二〇〇〇年、後に同前掲書に所収)。

SUMMARY

Yukoku Group after Saga War

Kazuyuki IIZUKA

Although the Saga War of February 1874 was the first large-scale revolt by descendants of samurai, government troops put it down in a short period. Here we analyze Yukoku group in the old Ogi domain after the Saga War through prison letters of YAKUOJI Kansei, a descendant of samurai in the domain who fought in the war as a leader of Ogi troops, organized by such descendants. The term of “Yukoku group” is the designation of a political party advocating a return to feudalism.

As a result of our analysis, firstly it has been clarified that prisoners from the Saga War received more special treatment than general prisoners under the Kangokusoku (prison rules), established in 1872. The government in the Meiji Era severely punished the masterminds behind revolts by descendants of samurai, while intending other participants, including leaders, to repent and be subsumed in the modernization policy that it promoted. Secondly, we have determined the network of Yukoku group in the old Ogi domain, which supported the leaders of Ogi troops in prison. This network, though having a conflict caused by the hierarchy of descendants of samurai, fulfilled the function of supporting prisoners and their families at home. Thirdly, the fact has emerged that Yukoku group in the old domain continued to feel an affinity with SHIMAZU Hisamitsu, advocating a return to feudalism, even after defeat in the Saga War.

After defeat in the war, a society for freedom and people’s rights, called Jimeisha, was organized by MATSUDA Masahisa and others in Ogi as well. However, since Yukoku group were still dominant, the society could not increase its own influence and would be driven to dissolution. Descendants of samurai after their revolts were not easily or naively disbanded.